

子ども・子育て支援金制度管理部会運営細則（案）

（目的）

第1条 この細則は、こども家庭審議会令（令和5年政令第127号）第6条第1項に基づき設置される子ども・子育て支援金制度管理部会（以下「部会」という。）の運営に関し、こども家庭審議会運営規則（令和5年4月21日こども家庭審議会決定）第8条の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

（議事の特例）

第2条 部会長は、必要があると認める場合には、文書その他の方法により部会の議事を行うことができる。議題の内容から合理的に判断して、部会を招集して審議する必要がないと部会長が認める場合も同様とする。

2 前項の場合においては、部会長は、その議事について、次に招集する部会において報告しなければならない。

（参考人の招致）

第3条 部会長は、必要があると認める場合には、適当と認める者を参考人として部会に招致し、意見を求めることができる。

（部会の庶務）

第4条 部会の庶務は、こども家庭庁成育局支援金制度等準備室において総括し、及び処理することとする。

（雑則）

第5条 この細則に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、部会長が定める。